

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉県夷隅郡御宿町

2 構造改革特別区域の名称

御宿町・布施村街道里山活性化どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

千葉県夷隅郡御宿町の区域の一部（七本地区、実谷地区、上布施地区）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

御宿町は、千葉県の東部、房総半島の南東部に位置し、東は太平洋、南西は勝浦市、北はいすみ市に隣接している。当町の地勢は、海岸部と内陸部に区分され、海岸部は太平洋に面し、網代湾を囲む変化にとんだ海岸が続いている。内陸部は、房総半島中央部から広がる房総丘陵地とそれに連なる丘陵地と、その山間部に谷底平野が形成されている。首都東京まで80km、県都千葉市まで50kmで、外房線御宿駅から東京まで特急で80分圏内にある。道路交通は、国道128号が南北に縦断し、県道勝浦布施大原線、同左バイパス、上布施勝浦線、夷隅御宿線が通り幹線道路の役割をはたしている。

御宿町の総面積（平成22年1月1日）

総面積	・・・	24.92 km ²
宅地	・・・	2.55 km ² （10.2%）
田	・・・	2.76 km ² （11.1%）
山林	・・・	8.22 km ² （33.0%）
原野等	・・・	6.24 km ² （25.0%）
その他	・・・	5.15 km ² （20.7%）

〔学校・官用地・道路・河川〕

七本・実谷・上布施の面積

総面積	・・・	10.27 km ² （41.2%）
宅地	・・・	0.42 km ² （1.7%）
田	・・・	1.56 km ² （6.2%）
山林	・・・	5.48 km ² （22.0%）
原野等	・・・	2.26 km ² （9.1%）
その他	・・・	0.54 km ² （2.2%）

〔学校・官用地・道路・河川〕

(2) 気候、植生、土地利用

当町の気象状況は、黒潮の影響を受ける地域であり、平均気温15.9℃、平均風速3.3m/s、平均降水量1,908mmで、年間を通じ寒暖の差はなく、降水量も比較的多い気候である。このため、植物の生育に適しており、特に浅間山にはタブノキを優先種とした海岸極相林があり、海浜植物も豊富である。当町の土地利用は、海岸部は、変化に富んだ美しい海岸で、南房総国立公園に指定され、内陸部は、緑豊かな丘陵地で、その大半が農地と山林原野として利用されている。

(3) 人口（住民基本台帳 平成22年3月31日）

総人口・・・8,041人（男3,818人 女4,223人）

世帯数・・・3,520戸

当町は、御宿郷の須賀村、浜村、高山田村、久保村の4村が合併し、「御宿村」となり、その後、昭和30年に布施村の一部と、浪花村岩和田地区を加え、「御宿町」となった。

合併当時の人口は（国政調査）世帯数2,022戸、人口9,753人、平成17年国政調査においては世帯数2,993戸、人口7,942人と、世帯数は増加傾向にあるものの人口については減少となっている。

(4) 産業

当町の産業は、古くは第一次産業を中心として発展し、大正2年に御宿に鉄道が開通し交通が便利になると、温暖な気候と風光明媚な白砂清松の海岸線に加えて素朴な人情の細やかさが相俟って、都会に住む人にとって静かな海の保養地として御宿が好まれた。著名人の中に別荘を持つ人や来訪する人々が次第に増え、抒情画家「加藤まさを」の童謡「月の沙漠」誕生のきっかけとなった。

昭和になって海水浴が一般に流行し、当町の海は、駅から近く波静かで浅瀬であり、きれいな海水と広くて長い白い砂浜の魅力のため利用者が増加した。戦後、社会が落ち着いてくると、新鮮な魚介類を提供する民宿が増え現在の宿泊の原形となり、当町の経済の牽引役を担う産業として発展するとともに、当町は、保養地から夏季集中型観光地へと変化してきた。

産業を就業構造別構成比（第一次：第二次：第三次）で捉えると、昭和40年42：20：38に対し、平成17年では9：21：70と大きく就業構造が変化している。第一産業は、機械化や省力化されると同時に、営農に不利な地形条件や他業種に比べ労働生産力が低いため、後継者が第三次産業へ移行し、近隣市町村での就業の拡大等サラリーマン世帯が増えていることが伺える。

5 構造改革特別区域計画の意義

当町の行政区域は、縦横約5kmのコンパクトな地形に海岸部（里海）と農村部（里山）との二つの全く異質な空間から構成されている。海岸部は、

漁業と観光の町で、日本三大海女集落にも数えられ、アワビやサザエ・伊勢えびを採っており、沿岸漁業を中心とし県内では、銚子、勝浦に次ぐ水揚げを誇っている。観光面では、輝くエメラルド色の「御宿の海」として夏には沢山の海水浴客が訪れ、駐車場や公衆便所など多くの観光施設が整備されている。

農村部は、農業が中心であり、水稻、野菜、花卉、畜産経営が行われているが、地形条件が不利な上に基盤整備の遅れや農家の高齢化、後継者不足が耕作放棄地の拡大に拍車をかけ、観光面では、ゴルフ客以外の観光客はほとんど訪れることがない。当町では、七本・実谷・上布施地区の地理的条件を解消し、活性化を図る目的で約47haを対象に平成21年度から御宿地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備）を実施している。この事業の特徴は、花卉を中心として新・旧市街地と里山が連携した交流の促進や都市と農村の交流拠点整備による産業連携の強化であり、通年型観光地として観光の底上げが期待される。

特別区域内での「濁酒」の製造は、単に農家レストランを中心とした商品を増やすだけでなく、ほ場整備によって水田の耕作放棄地が解消され、主食米から加工米に転作することによって国が進めている米の生産調整及び自給率向上対策を図る他、地元で生産された野菜、花卉、畜産物等の販売が進むことで地産地消へと繋がるとともに、年間70万人以上の観光客の受け皿となっている宿泊業との連携が強化されることにより、民間活力を最大限に引き出した町の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当町の観光は、夏季集中型海水浴観光から地域資源の白い砂浜を利用したビーチバレーや年間を通してのアウトドアスポーツの振興、伊勢えびを活用した伊勢えび祭り等通年型観光地へと移行してきた。

また、農作物の栽培などが体験できる貸農園や花卉を中心とした交流拠点、布施村街道を中心とした癒しの空間形成も計画されており、都市住民が農業体験を行うことにより、地域住民との交流を図り、農村への理解を深めてもらう交流型観光として新たな観光産業への発展を目指している。

特別区域内の農家レストラン等においては、濁酒の提供と併せて、地元で取れる旬の農産物等を活かした料理の提供や農産物の販売をする。また、海岸部の宿泊業での濁酒の提供により農業への理解を深め、地産地消や関連産業との連携を図ることが期待でき、この濁酒製造は、既存の地場産品と新しい地域産業を有機的に繋ぎ、活性化の起爆剤となるものと期待している。

また、御宿町が行なっているイベントや中山間実行委員会が行っているイベント等とタイアップすることにより、新たな顧客やリピーターを獲得し、観光客の増加につなげていく。

このように観光と農業が連携した経営の促進を図り、構造改革特別区域を

活用したグリーンツーリズムの推進をすることで、担い手不足、耕作放棄地の減少や観光産業の低迷を打破し、観光客ニーズの多様化に対応することで、低迷を続ける観光産業の活性化を図る。

7 構造改革特別地区計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当町は、観光資源としての美しい海岸を活用した夏のイメージが強く、海水浴客や年間を通してのイベント等によって延べ70万人以上の観光客が来町しているが、海岸部の一部への来訪者であり、年間を通じた農村部を含めた町全体での観光客誘致と交流人口の拡大による町活性化が急務となっている。

当町は、新鮮な魚介類を観光客に提供できるという魅力に、構造改革特別区域内の農家レストランで地元手造りの濁酒を提供することにより新たな魅力を加え、各種イベントにおいて地域の情報を発信し、賑わいのある商業、サービス業が融合した「遊・食・住・まるごと満喫御宿」を目指すことで、地域の生活文化に密着した新たな産業の育成、町や地域経済の再生、農業振興及び地域活性化を推進する。

[期待される経済的社会的効果]

濁酒製造などが小規模ながらも地域に展開し、新たな起業が期待される。

	現 在	平成 23 年度目標	平成 27 年度目標
自家製による濁酒製造	0 件	1 件	2 件
観光客総数	約 70 万人	約 75 万人	約 80 万人

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地産地消の推進

地元で収穫された水稻を中心として、生産調整用の米を加工米として地元で消費し、野菜・花卉・畜産を地元レストランの新しいメニューで提供する。

また、千葉エコ農業を推進し、農作物を生産者の顔の見える農作物として顔写真をいれた農産物を農家レストランや商店街で販売し、出荷者の人数や農産物等の品数を増やし、農家の高齢者の生産意欲を高め、耕作放棄

地化しそうな農地の再生を図るとともに、旬の味の提供を推進する。

(2) 地域交流の推進

耕作放棄地を活用し、土との触れ合い、農業の楽しみや収穫の喜びを体感させるため、現在実施している貸し農園に加え、農作物のオーナー制や野菜の勉強会等を実施する。

また、振興作物であるそばの普及に努め、そば打ち体験を通じて地域住民との交流を推進する。

(3) 観光振興

約2kmに及ぶ白砂清松の美しい海岸と日本の原風景の里山等の観光資源を活用し、観光客への「もてなし」と当町の農村振興計画の将来目標である「地域資源の豊かさと安らぎがあり、人と人が交流、滞留する、他にはない魅力あるまち」を目指して「遊・食・住 まるごと満喫 御宿」を将来像に掲げ、四季折々の水産物と農産物を融合したイベントを活用し、地域住民と都市住民との交流の場を提供するとともに、地場製品の知名度の向上、観光産業の活性化を図る。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

千葉県夷隅郡御宿町の区域の一部（七本地区、実谷地区、上布施地区）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、観光や飲食に訪れた来訪者に「おもてなし」の一環として、濁酒を製造し、提供、販売することで、付加価値を付け、従来のリピーターのみならず新たな当地域の来訪者を生み出すことにより、活性化が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し、濁酒を製造、そして特産品と位置づけて、来客者に提供することで、観光客誘致の促進及び交流人口の一層の拡大が図られる。

また、地域の農業経営の可能性を示し、農業の特例・発展に寄与するという視点からも当該特例措置の適用が必要であると考えている。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象とされる。

町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。